

平成 25 年 11 月 29 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 伊藤 秀一

室長補佐 後藤 浩

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

報道関係者 各位

## 秋田県の特定（産業別）最低賃金が変わります

～ 効力発生日を統一し平成 25 年 12 月 28 日から改正額適用 ～

### 概 要

#### 1 改正内容

改正された特定最低賃金は次のとおりです（詳細は別添リーフレット参照）。

なお、効力発生日はいずれも**平成 25 年 12 月 28 日**です。

また、最低賃金額の推移については別紙「秋田県最低賃金額の推移」を参照下さい。

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金

時 間 額 790 円（現行 779 円、引上額 11 円）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、  
映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金

時 間 額 725 円（現行 715 円、引上額 10 円）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

時 間 額 763 円（現行 751 円、引上額 12 円）

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

時 間 額 750 円（現行 738 円、引上額 12 円）

#### 2 審議経過等

(1) 上記 1 の特定最低賃金について、平成 25 年 7 月 26 日までに関係労働者団体から改正に係る申出が行われました。秋田労働局長（小林泰樹）は、8 月 9 日に金額改正の必要性の有無について、秋田地方最低賃金審議会（加賀勝己会長）へ諮問したところ、同審議会は 9 月 12 日に「金額改正の必要性あり」との答申を行いました。

(2) 上記 (1) の答申を受け秋田労働局長は、平成 25 年 9 月 12 日に秋田地方最低賃金審議会へ各特定最低賃金の金額改正について諮問しました。同審議会は、4 つの専門部会を設けて慎重に審議を重ねた結果、「上記 1 のとおり改正することが適当である」との答申を行いました。

これを受けて秋田労働局長は、各特定最低賃金額を答申の内容のとおり改正する決定を行いました。

# 必ずチェック最低賃金!

## 秋田県の最低賃金

秋田県最低賃金 (すべての産業に適用されます)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 <b>665</b> 円	平成25年10月26日

特定最低賃金 (19年11月改定日本標準産業分類)	最低賃金額 (引上げ額) 発効日	適用する使用者	適用除外労働者 <small>(この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県最低賃金が適用になります)</small>
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	<b>790</b> 円 (+11円) 25.12.28	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	(1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	<b>725</b> 円 (+10円) 25.12.28		
自動車・同附属品製造業	<b>763</b> 円 (+12円) 25.12.28		
自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業	<b>750</b> 円 (+12円) 25.12.28		

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署にお問い合わせください。

秋田労働基準監督署 (TEL018-865-3671)	能代労働基準監督署 (TEL0185-52-6151)
大館労働基準監督署 (TEL0186-42-4033)	横手労働基準監督署 (TEL0182-32-3111)
大曲労働基準監督署 (TEL0187-63-5151)	本荘労働基準監督署 (TEL0184-22-4124)

秋田労働局労働基準部賃金室 TEL. 018-883-4266

秋田労働局ホームページ URL <http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 秋 田 県 最 低 賃 金 額 の 推 移

産業 年度	秋田県最低賃金 (地域最賃)			秋田県非鉄金属製錬・ 精製業最低賃金			秋田県電子部品・デバイ ス電子・電子回路、電池、 電子応用装置、その他の 電気機械器具、映像・音 響機械器具、電子計算 機・同附属装置製造業最 低賃金			秋田県自動車・同附属品 製造業最低賃金			秋田県自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業最低賃金		
	発効月日	日 額 時間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時間 額	引上げ額
25年	10月26日	665円	11円	12月28日	790円	11円	12月28日	725円	10円	12月28日	763円	12円	12月28日	750円	12円
24年	10月13日	654円	7円	12月30日	779円	8円	12月30日	715円	6円	12月30日	751円	7円	12月30日	738円	10円
23年	10月30日	647円	2円	12月30日	771円	9円	2月5日	709円	4円	2月5日	744円	4円	12月30日	728円	3円
22年	11月3日	645円	13円	12月26日	762円	17円	12月26日	705円	5円	12月30日	740円	8円	12月26日	725円	8円
21年	10月1日	632円	3円	12月26日	745円	5円	12月26日	700円	2円	12月26日	732円	3円	12月26日	717円	3円
20年	11月2日	629円	11円	12月26日	740円	9円	12月26日	698円	9円	12月27日	729円	9円	12月26日	714円	9円
19年	10月28日	618円	8円	12月9日	731円	10円	12月22日	689円	9円	12月26日	720円	10円	12月19日	705円	8円
18年	10月1日	610円	2円	12月15日	721円	4円	12月21日	680円	3円	12月16日	710円	4円	12月17日	697円	3円
17年	9月30日	608円	2円	12月31日	717円	4円	12月21日	677円	3円	12月17日	706円	3円	12月25日	694円	3円
16年	9月30日	606円	1円	12月18日	713円	2円	12月24日	674円	2円	12月30日	703円	2円	12月22日	691円	1円
15年	据置	605円	0円	12月19日	711円	46円	12月20日	672円	1円	12月21日	701円	1円	12月25日	690円	1円
14年	9月30日	605円	1円	11月29日	665円	0円	12月25日	671円	1円	12月20日	700円	1円	12月21日	689円	1円